

「石川県景観マスタープラン（素案）」のパブリックコメントの結果

貴重なご意見、ありがとうございます。

石川県景観マスタープラン（素案）について、県民の皆様から頂いたご意見の内容と県の考え方を取りまとめました。なお、皆様のご意見をもとに「石川県景観マスタープラン」も取りまとめましたので、あわせてお知らせ致します。

募集期間：平成18年9月5日（火）～9月20日（水）

寄せられた意見：35通 132件

意見内容について：県民の皆様から頂いたご意見について、内容が重複しているものもございましたので、整理して掲載しております。

石川県景観マスタープラン：今回取りまとめられた「石川県景観マスタープラン」については、石川県土木部都市計画課ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/top.index.htm>）をご覧ください。

問1 「県土の景観形成の方針」について、ご意見をお聞かせ下さい。

	意見内容	同左に対する考え方
1	石川県には、豊富な自然資源と歴史的な蓄積があります。地域の自然景観、歴史的景観の保全・継承を最優先で取り組んでもらいたい。	この「石川県景観マスタープラン」をもとに、石川県の恵まれた自然景観、歴史的・文化的景観を保全するため、適切な取り組みを実施していきます。 【1 石川県景観マスタープランの目的等】
2	現在の景観は規制のない中で、自然に出来上がってきたと思える。あまり規制誘導しないで、バランスのとれた景観形成を図ってほしい。	今後策定する「景観計画」において、地域特性を十分に考慮し、過度な規制・誘導にならないよう注意を払いながら、良好な景観形成に向けた取り組みを実施していきます。
3	基本的な考え方に、石川県独自のものはあるのか。具体的な施策の中に石川県らしさが展開されるのか。	今後策定する「景観計画」において、景観マスタープランで示された「石川らしい景観」の保全・創出に向け、具体的な施策を決定していきます。 【5-1 石川らしい景観とは】
4	これまでの取り組みである「保全」に加え、新たな考え方である「創出」も重要であると思う。自然や歴史的街並みなどの保全を第一に考えながら、新たな都市景観の創出にも力を入れてほしい。	貴重な財産である自然景観や歴史的街並みなどの保全とともに、新たな開発等においても、適切な規制・誘導等により、魅力ある新たな都市景観の創出に努めていきます。 【5-2 県全域の景観形成の方針】【5-3 景観構成別の景観形成のあり方】
5	「未来に向けた新たな都市景観の創出」について、今後の未来についての方針を示しているが、具体的にどのような物を目指しているのかわからない。	景観マスタープランに、新たな都市景観の創出の具体的なイメージとして「金沢駅東広場（もてなしドーム・鼓門）」などを盛り込みます。また、今後策定する「景観計画」において、各地域の特性を十分考慮しながら、新たな都市景観に向けた取り組みを定めていきます。 【5-3 景観構成別の景観形成のあり方】
6	現在ある公共サインを見直し、景観との調和のとれたサインづくりを行ったほうがよいと思う。	公共サインについては、屋外広告物とともに、今後策定する「景観計画」において、良好な景観形成に向け、地域特性を十分に考慮しながら、管理者等の理解と協力を得られる取り組みを実施していきます。
7	景観構成別の景観形成のあり方の分類において、都市景観に旧市街地景観と新興住宅地景観を明確に分類してはどうか。	住宅地景観の細分類については、今後策定する「景観計画」において、地域特性に応じ検討していきます。
8	「田園景観」とあるが、人々の生活あつての田園景観である。景観構成別の景観形成のあり方において、「田園景観」を「農山漁村景観」にし、集落景観を含めてはどうか。それともここで言う「田園景観」とは、手取川扇状地のみのことか。	景観マスタープランでの「田園景観」とは、手取川扇状地などの田園の広がりをイメージしており、その保全が必要であると考えています。なお、人々が生活する場合は、「集落景観」として取りまとめています。 【5-3 景観要素別の景観形成のあり方】
9	住宅地、観光拠点などの景観要素の分類について、実際は色々な要素が混在している。こうした場合でも、柔軟に対応できるようなきめ細やかな方針にしてほしい。	「景観構成別の景観形成のあり方」では、景観要素に着目して地域特性の考え方を示しています。今後策定する「景観計画」では、複数の要素を持つ地域特性を十分に考慮しながら、良好な景観形成に向けた取り組みを実施していきます。
10	方針に具体的な景観誘導が載っていない。景観が目に見えより具体的な方針を記載し、もっとわかりやすくしてほしい。さらに、地域ごとの方針の違いも知りたい。	景観マスタープランは、石川県の景観形成における基本的な方向性や枠組みを明らかにすることが、主たる目的ですが、引き続き策定する「景観計画」では、景観特性に応じた地域指定や、地域ごとに具体的な規制・誘導などの取り組みを決定していきますので、よりわかりやすい形で景観形成に向けた取り組みを提示いたします。
11	景観特性として、季節や気候、風習などがあるとわかりやすくなるので、現地調査やフィールドワークを行い、地域の特性を洗い出す必要がある。	景観マスタープランに、石川県の景観資源、景観特性に関する表現を盛り込み、景観形成の方針等を定めた根拠を明確にします。 【2 石川県における景観の特性】
12	地域によって、それぞれの基本方針が定められているのでわかりやすい。しかし、ただ景観を良くしようとするのではなく、地域地域の特色を活かした景観づくりが大事であると思う。	今後策定する「景観計画」では、地域特性を十分に考慮しながら、景観形成重要地域等を指定し、良好な景観形成に向けた取り組みを実施していきます。

	意見内容	同左に対する考え方
13	例えば1つの景観について、良く感じるか悪く感じるかは人それぞれである。有識者の意見を優先するのではなく、その地域の住民や観光客の意見を取り入れることも必要である。	広く意見を取り入れることは重要であることから、今後策定する「景観計画」においては、良好な景観の保全・創出に向け、具体的な規制・誘導等の取り組みなどを定めるにあたり、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、多くの方々の意見を取り入れながら決定していきます。
14	歴史的街並みなどの保全は賛成であるが、そこで生活する者としては不便であると思う。生活者にも留意した景観形成が必要である。	今後策定する「景観計画」では、歴史的街並みなど具体的な景観形成重点地区等を指定する際には、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、生活されている方をはじめとした関係者の理解と協力を得て決定し、生活に不便が生じないような取り組みとなるよう努めていきます。
15	官民協議の上で進められるようにしてほしい。官の一方的な押しつけにならないよう、コントロールが必要である。	今後策定する「景観計画」では、良好な景観の保全・創出に向け、具体的な規制・誘導などの取り組みを決定する際、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、県民の理解と協力を得ながら推進していきます。
16	地域の活性化と景観形成は相反するものになり得る。よって、景観形成は商業などの事業者の理解を得られる内容にする必要がある。事業者の妨げにならないようお願いしたい。	景観マスタープランの基本理念として「地域の活性化につなげていくための取り組みが必要」と掲げており、住民、事業者等の理解を得ながら地域の発展につながる取り組みが必要と考えています。また、今後策定する「景観計画」では、良好な景観の保全・創出に向け、具体的な規制・誘導などの取り組みを決定する際、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、事業者など関係者の理解を得て定めることとなります。
17	自然景観や歴史的街並み、生活空間の充実等は、非常に重要なことであり、取り組んでほしい。しかし、対象となる建物・土地の所有が公的な機関であれば問題はないが、実際は私有財産がほとんどであると思われるので、その部分の調整が難しい。	規制・誘導施策を定める場合、行政と住民との連携や一体的取り組みが不可欠であることから、景観マスタープランに「住民参加のしやすい仕組みづくり」という方針を盛り込むこととします。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】 また、実際に規制・誘導を取り決める「景観計画」では、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、県民をはじめとした関係者の理解を得て定めることとなります。
18	役割分担で事業者の役割も明確にすべきではないか。	景観マスタープランの役割分担の中では、事業者を県民と位置付けており、事業者の役割は、「県民の役割」としています。 【6-1 景観形成に向けた基本的役割】
19	白山眺望景観保全ガイドラインをつくり白山の景観を守るという想いがわかりました。しかし、白山周辺の景観を守ることも大切ですが、私の地元のように少し離れている所からの白山の景観についても考えてほしい。	白山眺望景観については、景観マスタープランの景観構成別の景観形成のあり方において、白山の眺望を阻害する建築物の規制・誘導や良好な視点場の確保などを掲げており、石川の象徴的な白山眺望景観の保全を図ることとしております。今後策定する「景観計画」において、地域に応じた白山眺望景観に対する取り組みを検討していきます。 【5-3 景観構成別の景観形成のあり方】
20	景観形成に対する意識の高揚について、学校教育の中でも、景観や環境に対する学習を進めることが重要だと思う。	ふるさと教育や地域の行事における副読本の活用等により、子供たちが景観を考える機会を持つよう、景観マスタープランの啓発施策に「副読本を活用した子供たちへの景観啓発活動への取り組み」を盛り込むこととします。 【7 今後の景観形成の取り組み】
21	景観について、その地域のしがらみと価値観に対し、どの様に処理していくのが、明確に説明・対応できる人材の育成が必要である。	景観マスタープランにおいて、景観形成の基本方針に基づく取り組みとして、「景観をつくる人づくり」の中に「景観づくりを先導するリーダーの育成」を盛り込むこととします。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】
22	地域別景観形成の「能登内浦地域」に、立山連峰眺望景観の保全を加えてほしい。海越しに3千メートル級の山々を眺めることのできる景観は壮観かつ神秘的であり、特に宇出津湾は最高の眺望スポットである。	景観マスタープランにおける景観形成重点地域「能登内浦地域」の景観形成の考え方に、立山連峰の眺望に関する記載を追加します。また、その保全等に関する具体的な取り組みについては、今後策定する「景観計画」等で検討します。 【7-2 景観形成重要地域】

問2 「県土全体での取り組み」についてご意見をお聞かせ下さい。

	意見内容	同左に対する考え方
23	景観形成には県と市町の関係づくりが大切である。広域的な景観整備のためには、県と市町の景観における調整の場を設けることが必要である。特に、金沢市との連携はどうなっていくのか。	景観マスタープランでは、景観をつくる体制づくりとして、「県と市町との景観づくりに向けた連携体制の構築」という方針を盛り込み、県・市町が適切に役割分担をし、金沢市をはじめ、市町と連携しながら良好な景観形成に取り組みます。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】
24	各市町は、景観行政を理解できる人材、専門職がいて、頼れる状況なのか、各市町の対応は、専門家が在職するのか、民間に委託するのか、その方向付けが必要である。	景観マスタープランでは、「県民」「設計者・施工者」「市町」「県」の役割分担を明確にし、各主体が積極的に良好な景観形成に努めるような環境整備を進めることとしております。その中で、「市町」の役割は、景観行政の主体として、行政区域内のきめ細やかな景観づくりを中心的に行なうことになっております。ただし、市町だけで景観行政を行なうのではなく、専門家である「設計者・施工者」の意見を聞くとともに、景観行政の先導役である「県」と連携しながら景観行政を行なうこととしています。 【6-1 景観形成に向けた基本的役割】
25	各市町が各々の地域特性に合ったガイドラインを設定し、取り組んでいくことが望ましいと思う。	景観マスタープランでは、市町の役割を「景観行政の主体」と位置付け、地域特性を考慮し、重要な区域等の景観づくりは市町が中心となって行なうこととしています。県としても、各市町が「景観計画」の策定等により、積極的に景観行政が推進されるよう支援していきます。 【6-1 景観形成に向けた基本的役割】

	意見内容	同左に対する考え方
26	県土全体を緩やかに規制誘導とあるが、もっと強制力を持たせられないのか。また、今後、条例等による法規制を行なう場合、その内容については十分に検討しなければならない。	県土全体については、現行の大規模建築物等を対象にした規制・誘導を基本にしながら、色彩基準を強化し、よりきめ細かな取り組みを実施します。 【7-1 県土全体】 また、今後策定する「景観計画」において、地域特性に応じて、必要な規制・誘導などの取り組みを実施していきます。
27	建築物の届出対象である、高さ13m超や1000m超に対する考え方を再構築すべき。敷地面積や間口の広さと、高さ13m超や1000mの関係が画一的で柔軟性が無く、かえってアンバランスになっているものが多い。	大規模建築物等の届出対象については、現行制度を基本にしながら、景観法に基づく法定制度に移行することとしています。 また、今後策定する「景観計画」において、地域特性を十分に考慮しながら、良好な景観形成に向け、詳細な規制・誘導等の取り組みを実施していきます。
28	500㎡、1000㎡の建築物の届出、規制とあるが、これらと誘導サイン、ランドマーク的サインとどのように関連するのか理解できない。	建築面積500㎡、1000㎡等の数値は、建築物の届出対象を示したものになります。誘導サイン等の屋外広告物については、屋外広告物条例に基づく制限・誘導等を実施していきます。 【7-1 県土全体】【7-2 景観形成重要地域】
29	景観形成で最も重要なのが「色」である。目に見えるのが景観であり、その中で一番影響するのが色彩です。このことから色の基準を強化することは大きな意味をもつと思う。特定の色（赤色、黄色など）が、誘導ではなく規制だけされていることも検討してほしい。	色彩について、今後策定する「景観計画」において、地域特性を十分に考慮しながら、専門家の意見を参考に良好な景観形成に向けた規制・誘導等の取り組みを実施していきます。 また、色彩基準については、画一的な決め方でなく、避けるべき色等も含めて検討していきます。
30	自然の緑の中に、太い線を架空配線した送電塔が見苦しく自然を破壊しています。自然景観に配慮し、自然に溶け込むように、送電塔や電線を何らか形で規制、指導することができないかと思う。	現代生活に不可欠な電力供給関連施設や情報通信関連施設等については、色彩・形態など、自然景観との調和を図るための工夫が必要と考えています。今後策定する「景観計画」において、送電塔のような大規模工物等についても、良好な景観形成に向け、適切な規制・誘導を検討していきます。
31	景観を重視するあまり日常生活者の障害にならないよう特に気をつけてほしい。	県民生活の豊かさを増進するためには、利便性の向上や景観上の配慮など、多くの要素の調和が重要と考えています。今後策定する「景観計画」では、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、生活されている方をはじめとした関係者の理解を得ながら良好な景観形成に向けた取り組みを定めることとなります。
32	白山眺望景観において、鉄道（将来の新幹線も含め）の車窓等からの景観は考慮しないのか。	今後策定する「景観計画」において、地域特性を十分に考慮しながら、鉄道や幹線道路からの景観についても検討していきます。
33	景観の意識高揚について、子供の頃から、石川の景観のすばらしさを知らせ、守っていく心を育てる取り組みを積極的に進めてほしい。また、他地域から来た大学生など、石川に住むすべての人に、石川の景観のすばらしさを知ってもらう機会が持てればよいと思う。	ふるさと教育や地域の行事における副読本の活用等により、子供たちが景観を考える機会を持てるよう、景観マスタープランの啓発施策に「副読本などを活用した子供たちへの景観啓発活動への取り組み」を盛り込むとともに、広報PR誌の発行や講演会の開催などを行い、県民の景観に対する意識の高揚を図っていきます。 【7 今後の景観形成の取り組み】
34	石川の優れた景観を保全、創出していくには、県民一人一人の意識を高めることが重要である。講演会やPR活動などを含め、より多くの県民全員が参加できるように方策を検討してほしい。	広報PR誌の発行や講演会の開催等により、県民の景観に対する意識の高揚を図っていきます。 【7 今後の景観形成の取り組み】
35	景観の重要性を県民に広げるため、景観形成の方針をわかりやすく伝えてほしい。それにより、県民が景観づくりの主役となって、積極的に取り組みに参加し、良好な景観形成に繋がると思う。	「景観形成の主役」である県民の方々に、積極的に景観形成に取り組んでもらうため、わかりやすい広報PR誌の発行や講演会の開催、「いしかわ景観大賞」など顕彰制度の実施により、啓発活動に取り組んでいきます。 【7 今後の景観形成の取り組み】
36	「いしかわ景観大賞」や「住民活動の表彰」などを設け、県民を表彰する機会を与えることはいいことである。景観に対する県民一人一人のちょっとした気持ちの切替えが出来るような施策が必要である。	「いしかわ景観大賞」などを引き続き実施するほか、優れた事例を広くPRすることで更なる効果が期待できることから、景観マスタープランに「表彰事例のPR」を追加し、さらなる啓発活動に取り組んでいきます。 【7 今後の景観形成の取り組み】
37	景観形成に対する意識を全ての建築物に対して高めることは重要である。	全ての建築物に対する景観意識を高めるには、「景観形成の主役」である県民の方々に、それを認識してもらい、積極的に景観形成に取り組んでもらうことが必要です。このため、「いしかわ景観大賞」など顕彰制度の実施や、良好な景観事例のPR、広報PR誌の発行などにより、さらなる啓発活動に取り組んでいきます。 【7 今後の景観形成の取り組み】
38	表現が少し曖昧で、規制誘導する方向が見えないため、分かりづらい。また、「どこから写真を撮っても絵になる景観創出」とか、分かりやすいスローガンも必要ではないか。	景観マスタープランは、石川県の景観形成における基本的な方向性や枠組みを明らかにすることが主たる目的ですが、引き続き策定する「景観計画」では、景観特性に応じた地域指定や、地域ごとに具体的な規制・誘導などの取り組みを決定していきますので、よりわかりやすい形で景観形成に向けた取り組みを提示いたします。 また、地域特性を示すスローガンについても、必要に応じて「景観計画」の中で検討していきます。
39	「景観形成重要地域」や「景観形成重点地区」と、「その他の地区」との格差をどのような範囲で設定するのは難しい問題である。また、地域や行政区画による不公平感は生じないように配慮してほしい。	今後策定する「景観計画」において、良好な景観の保全・創出に向け、具体的な規制・誘導などの取り組みを決定する際、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催、さらに景観審議会や都市計画審議会を経て、多くの方々の意見を聞きながら、関係市町とも調整の上、不公平感が生じないように決定していきます。

問3 「景観形成重要地域」および「景観形成重点地区」等についてご意見をお聞かせ下さい。

	意見内容	同左に対する考え方
40	景観形成重要地域等の指定について、その手続きや規制等を明確にするとともに、規制の取締体制の整備も同時にすべきである。	今後策定する「景観計画」では、景観形成重要地域等の地域指定を行なう際に、その景観特性に応じた規制・誘導基準なども明確にしていきたいと思います。 また、景観マスタープランでは、景観をつくる体制づくりとして、「県と市町との景観づくりに向けた連携体制の構築」「各部局が幅広く連携する景観形成事業推進体制の構築」という方針を盛り込むこととし、規制・誘導体制も併せて整えていきます。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】
41	景観形成重要地域等の指定には、住民のコンセンサスが必要である。反対する人の対策はあるのか。	規制・誘導施策を定める場合、行政と住民との連携や一体的取り組みが不可欠であることから、景観マスタープランに「住民参加のしやすい仕組みづくり」という方針を盛り込むこととします。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】 また、実際に規制・誘導を取り決める「景観計画」では、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、県民をはじめとした関係者の理解を得ながら決定手続きを進めることとなります。
42	規制に縛られる景観形成重要地域、景観形成重点地区は、そこに住む生活者の立場も考え、それぞれに合った取組が必要である。	生活者の利便性を確保しながら、景観にも配慮し、地域の価値を高めていくことが重要と考えており、今後策定する「景観計画」では、良好な景観の保全・創出に向け、具体的な規制・誘導などの取り組みを決定する際、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、住民の方々の理解を得ながら決定していくこととなります。
43	景観形成重要地域の候補地をすべて同時に規制・誘導していくより、優先度の高い地域をモデル地域として選定し、規制・誘導した上で、県土全体に取組を広げて行った方が人々の理解も得やすいと思う。	県景観条例で既に景観形成重要地域として指定されている地域や、優先度の高い地域を、先行して景観形成に向けた取り組みを実施していくことについては、景観計画策定において検討していきたいと考えています。
44	景観形成重要地域及び景観形成重点地区によって地域性が異なるので、その地域にあった規制を考えてはどうか。	今後策定する「景観計画」では、景観マスタープランに掲げている各地域・地区の景観形成の考え方や、地域特性を十分考慮しながら景観形成重要地域等の地域指定を行ない、その景観特性に応じた規制・誘導などの取り組みを実施していきます。
45	景観形成重要地域について、幾つかの候補地があるが、地域間の不公平感をなくするため、行為制限や届出の基準をできるだけ簡潔かつ統一されたものにする必要があると思う。	今後策定する「景観計画」では、景観形成重要地域等について、その景観特性に応じた規制・誘導などの取り組みを実施していきます。 また、届出や基準については、地域の特性を考慮しながら、県民の方々が不公平と感じないように定めていくことも大切と考えています。
46	景観形成重要地域、景観形成重点地区の指定を行い、均一化しないよう地域特性に応じた取組をするべきである。ただし、景観形成重要地域等以外の地域が取り残されないよう、その他の地域についても、緩い規制を定めることも必要なのではないかと思う。	景観マスタープランでは、景観形成重要地域等以外についても、県土全体を景観計画区域に指定し、緩やかに規制・誘導を実施していく方針を明確にしており、地域の特性にあった施策を実施していきます。 【7-1 県土全体】
47	景観形成重要地域における建築物への制限・誘導について、敷地内における建築物の位置や前面道路に対する角度等を含めてほしい。	今後策定する「景観計画」では、景観形成重要地域内の地域特性により、必要に応じて建物等の配置について検討していきます。
48	屋外広告物について、画一的な規制ではなく、広い視野での柔軟な基準が必要である。屋外広告物は、目立つということも重要な目的であり、安易に禁止したり、規制したりすべきではない。	屋外広告物については、色彩・デザインをある程度自由な発想で設置することから、原則として一定の屋外広告物以外は設置を禁止すること等、その地域の特性に応じた規制・誘導が必要であることから、景観マスタープランの景観形成重要地域、景観形成重点地区の取組事例（屋外広告物）に、「地域の特性に応じた基準による誘導に配慮」と追記し、地域ごとに適切な取り組みを実施していきます。 【7-2 景観形成重要地域】【7-3 景観形成重点地区】
49	屋外広告物について、既存の違反広告等は厳しく取り締まりを行い、形・色等の規制はあまり厳しくない方が良いと思う。	屋外広告物の形態・色彩については、サイン等は景観形成の重要な要素であることから、地域・地区の特性によっては、必要最小限の規制・誘導にする必要があると考えており、今後の「景観計画」の策定では、住民・事業者等の理解・協力を得ながら進めていきます。 また、違反屋外広告物等については、順次、その解消に努めていきます。
50	具体的な取組みやイメージ図を出してほしい。景観形成重要地域と景観形成重点地区の違いや、それらを指定すると、どうなるか分かりづらい。また、基準の数値だけ示されていても、イメージがでない。	景観マスタープランは、石川県の景観形成における基本的な方向性や枠組みを明らかにすることが、主たる目的ですが、引き続き策定する「景観計画」では、景観特性に応じた地域指定や、地域ごとに具体的な規制・誘導などの取り組みを決定していきますので、よりわかりやすい形で景観形成に向けた取り組みを提示いたします。
51	規制は厳しすぎないようにすべきである。単に数値（m等）のみを規制の基準にするのではなく、地域全体のバランスが重要だと思う。	規制・誘導基準については、景観特性に応じた地域との調和が重要であることから、地域特性を十分に考慮しながら過大な規制にならぬよう配慮していきます。 また、今後策定する「景観計画」では、地域の方々の意見に配慮しながら、景観特性に応じた規制・誘導などの取り組みを実施していきます。
52	白山地域は景観形成重要地域となっていますが、規制を厳しくし、建築物など建てられないようにすることも考えられないのか。	白山眺望景観については、景観マスタープランの景観構成別の景観形成のあり方において、「白山の眺望を阻害する建築物の規制誘導を図るとともに、良好な視点を確保するなど、石川の象徴的な白山眺望景観の保全を図る」と記載しております。今後策定する「景観計画」では、白山眺望景観に対する取組みとして、「白山眺望景観保全地域」の考え方にに基づき、具体的に検討していきたいと考えています。 【5-2 県全体の景観形成の方針】【7-5 白山眺望景観保全地域】
53	白山眺望景観保全地域の指定において、近景域を視点場から1km以内 中景域を視点場から1から5km以内とした根拠はなにか。	近景域は、建築物等が立地すると視点場からの白山眺望景観を遮ってしまう恐れのある範囲として約1kmの範囲を考えています。 また、中景域は、視点場からの角度や距離、眺望方向によっては、建築物等が白山眺望景観の阻害要因となる恐れのある範囲として約5kmを考えています。 【7-5 白山眺望景観保全地域】

問4 その他、石川県景観マスタープラン全体について、ご意見をお聞かせ下さい。

	意見内容	同左に対する考え方
54	石川県の景観資源などを精査し、景観マスタープランを作成する目的、背景、課題等を明確にしてほしい。	景観マスタープランでは、石川県の景観資源、景観特性に関する表現を盛り込み、景観形成の方針等を決めた根拠を明確にします。 【2 石川県における景観の特性】
55	景観形成のための組織づくりの『仕掛け人』の育成が必要であると思う。	良好な景観形成のため、景観マスタープランの「景観をつくる人づくり」において、「景観づくりを先導するリーダーの育成」という方針を盛り込むこととします。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】
56	(素案の4ページ(3)地域別の景観形成の方針について)左フロー図の上から加賀・金沢・能登の順番を、能登・金沢・加賀の順にすると、下の石川県の地図と揃い解りやすく自然だと思う。	ご意見のとおり、石川県地図に合わせ、能登・金沢・加賀の順で修正いたします。さらに、その他についても、全て能登から加賀の順に並びかえ、地図と説明文が対比しやすいような表記にします。 【5-4 地域別の景観形成の方針】
57	景観を指定する流れと選択手法等を明確にすべきである。	「誰が、どのような手順と基準で景観に関する事項を定めていくか」という趣旨と解れるが、今後、具体的に定めていく「景観計画」では、景観行政団体である県や市町が素案を作成したあと、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催、景観審議会・都市計画審議会の審議を経て、県民をはじめとした関係者の意見を反映し、理解と協力を得て景観に関する事項を定めていくこととなります。
58	市町間において、景観行政に関する不平等が生じないようにしてもらいたい。景観、特に自然景観は行政界が存在しないので、県が主体となって取り組んでもらいたい。	景観マスタープランでは、行政側の役割分担として、主として県は広域的な施策、市町はきめ細かく地域に密着した施策に重点をおくこととしていますが、景観をつくる体制づくりとして、「県と市町との景観づくりに向けた連携体制の構築」「各部署が幅広く連携する景観形成事業推進体制の構築」という方針を盛り込むこととし、適切に連携しながら進めていきます。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】【6-1 景観形成に向けた役割分担】
59	石川の豊かな自然や歴史的な街並みを大切にしながら、未来に向けた石川らしい新たな都市を創出してほしい。	貴重な財産である自然景観や歴史的街並みなどの保全に努めるとともに、新たな開発等が行なわれる場合においても、魅力ある新たな都市景観の創出に努めていきます。また、景観マスタープランに、新たな都市景観の創出の具体例である「金沢駅東広場(もてなしドーム・鼓門)など」を盛り込みます。 【5-2 県全域の景観形成の方針】【5-3 景観構成別の景観形成のあり方】
60	普段の生活で接する身近な場所の景観が、良くなったと感じられるような施策を期待している。	景観マスタープランの「石川らしい景観づくり」の中に、「日常生活空間における快適な景観づくり」を盛り込むとともに、今後策定する「景観計画」では、景観特性に応じて、良好な景観形成に必要な規制・誘導などの取り組みを実施していきます。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】
61	最近景観を意識してガードレールが茶色に変わってきています。今までのガードレールは道路との境界を明確にし、事故防止に対し効果を発揮してきたと思う。	現在、国土交通省が策定した「景観に配慮した防護柵のガイドライン」に基づき、防護柵の色彩は「ダークブラウン」を標準としています。白色防護柵では、それ自体に視線誘導効果を持たせていましたが、今後は、反射板や反射テープなどにより、必要に応じて別途適切な視線誘導を図ることとしています。
62	沿道の景観を良くするための具体的な意見として、建造物や街路樹など静的なものに着目するのはもちろんのこと、道を走行していく自動車やバス、自転車、歩行者など、動的なものにも着目してほしいと思う。	回遊性の向上の点からも、動きながら楽しめる景観については重要な課題と考えことから、今後策定する「景観計画」において、地域特性を十分に考慮しながら、沿道景観をはじめとして、良好な景観形成に向けた適切な取り組みを検討していきます。
63	七尾線(中能登町)あたりの黒瓦、白壁の木造住宅が織り成す農村景観が美しいと思う。今あるそのままでも十分美しい観光資源である。	景観マスタープランにおいて、邑知潟平野地域での景観づくりの基本方針として、「伝統的集落景観の保全と調和」を提示し、良好な景観形成を図っていきます。 【5-4 地域別の景観形成の方針】
64	「能登型住宅」等を景観形成重要地域に位置づけしてほしい。そして、都市・農村交流等の地域づくりを行っている集落(能登町鮎尾、宮地等)については、景観形成重点地区に指定するよう市町を誘導していただきたい。また、景観マスタープランの中に黒瓦、白壁、の木造住宅集落の写真を掲載してください。	今後策定する「景観計画」では、景観特性に応じて、景観形成重要地域等の地域指定、良好な景観形成に向け必要な規制・誘導などの取り組みを実施していきます。また、農山村の地域特性を示す写真については、集落景観の中の農山村景観の事例写真として掲載します。 【5-3 景観構成別の景観形成のあり方】
65	生活景観とでもいう視点が不足しているのではないかと。農山村等の過疎化がもたらす、景観の荒廃等はどのように保全するのが具体策が必要である。	農山村等の過疎化による荒廃は景観にとっても課題であり、今後策定する「景観計画」において、地域特性を十分に考慮しながら、良好な景観形成に向けた取り組みを検討していきます。
66	良いものを保全するということも大事だが、悪いところを改善するという考え方も重要なのではないかと。	今後策定する「景観計画」において、地域特性を十分に考慮しながら、改善も含めた良好な景観形成に向け、適切な規制・誘導等の取り組みを検討していきます。
67	県民一人一人が自然を愛し、郷土を大切にす心の教育、考え方が重要なことだと考えられます。もっとわかりやすく、具体的に県民に広報し、県民の意識高揚を図るようにしてほしい。	広報PR誌の発行や講演会の開催により、県民の景観に対する意識の高揚を図るとともに、ふるさと教育や地域の行事における副読本の活用等により、子供たちが景観を考える機会を持てるよう、景観マスタープランの啓発施策に「副読本などを活用した子供たちへの景観啓発活動への取り組み」も盛り込むこととします。 【7 今後の景観形成の取り組み】

	意見内容	同左に対する考え方
68	景観に関するシンポジウム等を開催するとともに、方針などを策定していく段階毎に説明会や委員会を開き、傍聴できるようにしてほしい。	広報PR誌の発行や講演会の開催により、県民の景観に対する意識の高揚を図っていきます。 【7 今後の景観形成の取り組み】 また、今後策定する「景観計画」は、良好な景観の保全・創出に向け、具体的な規制・誘導などの取り組みを決定する際、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、県民の方をはじめとした関係者の理解と協力を得て定めていくことになります。
69	良い景観を創出しているデザインの事例をさらにPRすべきだと思う。また、勉強会等により、良い景観デザインを行うための手法を高いレベルで指導してほしい。	「景観形成の主役」である県民の皆様へ、それを認識してもらい、積極的に景観形成に取り組んでもらうため、「いしかわ景観大賞」などを引き続き実施するとともに、それを広くPRすることで更なる効果が期待できることから、景観マスタープランに「表彰事例のPR」を追記し、シンポジウムや講演会等の開催も併せ、啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。 【7 今後の景観形成の取り組み】
70	景観形成に関する取り組みは、「何のために」「誰のために」など生活者の視点から、人々の理解と協力を得て実施すべきである。	規制・誘導施策を定める場合、行政と住民との連携や一体的取り組みが不可欠であることから、景観マスタープランに「住民参加のしやすい仕組みづくり」という方針を盛り込むこととします。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】 また、今後策定する「景観計画」では、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、県民の方をはじめとした関係者等の理解を得ながら規制・誘導施策等を取り決め、良好な景観形成を図っていきます。
71	景観形成には、官と民の協力体制が最優先。一方的では困る。	規制・誘導施策を定める場合、行政と住民との連携や一体的取り組みが不可欠であることから、景観マスタープランに「住民参加のしやすい仕組みづくり」という方針を盛り込むこととします。 【4-3 基本方針に基づく取り組み内容】 また、実際に規制・誘導を取り決める「景観計画」は、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催等により、県民の方の理解を得て定めていきます。
72	全体的にやや抽象的で分かりづらい表現が多く、判断がしづらいと感じた。具体的に分かりやすく、景観を良くするという意気込みが感じられる計画になればいいと思う。 また、このアンケートはやりづらいので、改善すべきである。	景観マスタープランは、石川県の景観形成における基本的な方向性や枠組みを明らかにすることが、主たる目的ですが、引き続き策定する「景観計画」では、景観特性に応じた地域指定や、地域ごとに具体的な規制・誘導などの取り組みを決定していきますので、よりわかりやすい形で景観形成に向けた取り組みを提示いたします。 また、パブリックコメントの意見募集方法については、ご意見を参考にし、改善に努めます。